

## 経営者保証に対する取組方針

株式会社大垣共立銀行は、「経営者保証に依存しない融資慣行の確立」に向け、「経営者保証に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」といいます）の趣旨を尊重・遵守した取組みを促進し、更なるお客さまのサポートならびに金融仲介機能の発揮に努めてまいります。

- ・お客さまへのご融資に関しては、お客さまのご意向や事業内容、今後の成長可能性等のほか、ガイドラインの要素を踏まえ、経営者保証の必要性を真摯かつ柔軟に検討してまいります。
- ・お客さまから既存保証契約の見直しのお申出があった際には、ガイドラインの要素を踏まえ、改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等を真摯かつ柔軟に検討してまいります。
- ・経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、お客さまと保証契約を締結する際には、お客さまの理解・納得が得られるよう、以下の内容について説明いたします。
  - （１）どの部分が十分ではないために保証契約が必要となるのかに関する個別具体的な内容
  - （２）どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるかに関する個別具体的な内容
- ・「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」を踏まえ、新旧経営者の双方から二重に個人保証を原則求めないなど、経営者保証が事業承継の妨げにならないように取組んでまいります。
- ・お客さまから保証債務の整理のお申出があった際には、ガイドラインの趣旨を尊重するとともに、関係機関や外部専門家と連携・協働し、誠実に対応するよう努めてまいります。
- ・定期的な研修等を実施し、ガイドラインの趣旨や内容について社内での浸透・定着に努めてまいります。